



令和 7 年 4 月
千代田区教育委員会

令和 7 年度

スクールライフ・サポーター (会計年度任用職員)採用選考案内

会計年度任用職員とは、一会計年度（4 月 1 日から 3 月 31 日まで）を超えない範囲内で任用される一般職の非常勤職員です。

会計年度任用職員として任用されると、地方公務員法に規定される服務に関する規定（服務の宣誓、法令等及び上司の職務上の命令に従う義務、信用失墜行為の禁止、秘密を守る義務、職務に専念する義務等）が適用されます。

1 選考対象者及び募集内容

職名	スクールライフ・サポーター
職務内容	(1)児童への日常的な声かけ及び見守りを行い、いじめ又はいじめを疑う事案を発見した場合には、速やかに学級担任へ報告すること。 (2)朝の登校、休み時間、給食及び放課後の時間における安全確保の役割も含めた児童の見守りに関すること。 (3)いじめが確認され、又は疑われる児童について授業中も含めて中心的に見守り、学級担任と協力して早期解決に取り組むこと。 (4)児童が社会におけるルールや規範意識を身に付けることができるよう支援すること。 (5)学校いじめ対策委員会の一員として、必要な会議へ参加すること。 (6)いじめについてのアンケートの実施及び分析を補助すること。 (7)学級担任と連携し、不登校児童・生徒の教育相談を実施すること。 (8)不登校児童の別室登校時の対応及び登下校時の送迎並びに不登校生徒の別室登校時の対応に関すること。 (9)保護者会に参加し、その職務について周知すること。 (10)保護者の子育てについての悩みを聞き、状況に応じてスクールカウンセラーと連携し、必要なアドバイスを行うこと。 (11)いじめ及び不登校に関する学級担任への状況報告に関すること。 (12)前各号に定める他、いじめ及び不登校に関する児童及び保護者への支援及び対応に関すること。
必要な資格等	特になし

任用期間	令和7年7月1日～令和8年3月31日 ただし、令和8年度以降に同一の職務内容の職が設置された場合は、公募の選考により、再度任用する場合があります。
条件付採用期間	原則1か月 1か月の実勤務日数が15日に満たない場合は、15日に達するまでは条件付採用期間が引き続きます。 任用の都度、条件付採用期間があります。
採用予定数	2名

注意事項

- ※ 日本国籍を有しない方も受験できます。
- ※ 地方公務員法第16条の各号のいずれかに該当する方は受験できません。
- ※ 任期が重複する千代田区会計年度任用職員の職の選考に既に申し込んでいる方又は申し込む予定のある方は受験できません。
- ※ 令和7年度に当採用選考に一度申し込みをされている方は受験できません。

2 勤務条件

給 与	【報酬額】 時間額 1,638 円（令和7年4月1日現在） ・ この報酬額には、常勤職員に支給される地域手当相当分を含んでいます。 ・ 勤務実績に応じて給与を支払います。 ・ 採用前に給与改定等があった場合には、その定めるところによります。また、任期途中に給与改定等があった場合には、条例の定めにより、増額又は減額される場合があります。 【期末・勤勉手当】 年間の期末・勤勉手当の合計支給月数 2.425 月（令和7年4月1日現在） 法令等の基準を満たす場合は、12月に期末・勤勉手当の支給があります。ただし、支給期・支給月数等は条例の定めにより、変更される場合があります。 【費用弁償】 このほか条例等の定めるところにより、費用弁償（通勤手当相当、上限 55,000 円/月）が支給されます。
勤務場所	千代田区立小学校 ※ 組織改正等により変更がある場合があります。 ※ 就業場所は、原則敷地内禁煙です。
勤務時間	勤務日数：任期中につき 126 日、135 日、144 日、153 日又は 162 日のいずれかの区分による勤務

	勤務時間：7：00～17：00 の間において 6 時間 45 分勤務（休憩時間 45 分を除く。） ・土曜日に半日（4 時間）の勤務を命じる場合があります。
休暇等	7 月からの採用（初年度）の場合、任用期間中に 5 日年次有給休暇が付与されます。 それ以外の場合は、任期と任用年数に応じた日数の年次有給休暇が付与されます。 このほか、夏季休暇、慶弔休暇等があります。
週休日・休日	土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律に定める休日、年末年始等 ・学校行事等に応じて変動する場合があります。
保 険	・公立学校共済組合（健康保険）・厚生年金保険・雇用保険 ※加入要件を満たす場合加入 ・労災保険 ※原則全員加入。

3 申込み手続き

（1）申込方法

所定の申込書に必要事項を記入の上、必要書類（①履歴書、②志望動機と抱負（400 字程度））と併せて下記のとおり郵送又は千代田区役所 4 階指導課の窓口に提出してください。

（2）申込期間

方法	期間	注意事項
郵送	～令和 7 年 5 月 23 日（金） （必着）	A 4 判が入る大きさ（角形 2 号）の封筒に入れ、表に赤字で「スクールライフ・サポーター採用選考申込」と明記し、 <u>簡易書留で送ってください。</u> 簡易書留によらない郵送での事故については、責任を負いません。
窓口	～令和 7 年 5 月 23 日（金）	受付時間は、8：30～17：00 です。 ※土・日曜日、祝日は受け付けていません。

（3）郵送先、提出先及び問合せ先

〒102－8688

東京都千代田区九段南 1－2－1

千代田区教育委員会事務局 子ども部指導課管理係（区役所 4 階）

電話 03-5211-4285（直通）

※ 応募書類については、選考結果を問わず返却しません。

4 選考の方法及び選考日

選考方法	一次選考：書類審査（履歴書、志望動機と抱負） 二次選考：面接
一次選考結果通知	申込みのあった方から一次選考を行い、受験者全員へ結果をお知らせします。なお、令和7年5月30日（金）までに届かない場合には、指導課管理係までお問い合わせください。 一次選考通過者には、併せて二次選考案内通知をお送りします。 <u>二次選考案内通知は、選考日当日必ずお持ちください。</u>
面接日	令和7年5月下旬（予定）までの期間で指導課が指定する日
面接会場	千代田区役所本庁舎（千代田区九段南1-2-1）4階指導課
合格発表	令和7年6月上旬（予定）までに、合否にかかわらず受験者全員に郵送でお知らせします。

5 個人情報の取扱いについて

本採用選考の実施に当たり、申込書等により収集した個人情報については、本採用選考業務にのみ使用します。

（参考）地方公務員法第16条（欠格条項）

次の各号のいずれかに該当する者は、条例で定める場合を除くほか、職員となり、又は競争試験若しくは選考を受けることができない。

- 一 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- 二 当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から二年を経過しない者
- 三 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあって、第六十条から第六十三条までに規定する罪を犯し刑に処せられた者
- 四 日本国憲法施行の日〔昭和二二年五月三日〕以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

（注）民法の一部を改正する法律（平成11年法律第149号）附則第3条第3項の規定により従前の例によることとされる準禁治産者は受験できません。